

令和6年度流山市通学区域審議会会議録

- 1 日 時 令和6年11月11日（月）
14：00～15：00
- 2 場 所 302会議室（市役所第2庁舎3階）
- 3 出席委員 宮本委員 小林委員 松島委員 峰松委員 猪狩委員
石井委員 龍田委員 宮原委員 小島委員 林委員
- 4 欠席委員 小泉委員 長岡委員 長谷部委員
- 5 事務局 南学校教育部長
澁木学校教育次長兼学校教育課長
八谷課長補佐兼学務係長
山本管理主事
吉野主任主事
平井主事
- 6 傍聴人 なし
- 7 議 事 次頁以降のとおり

事務局

本日はお忙しい中、流山市通学区域審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和6年度流山市通区域審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、南学校教育部長より御挨拶を申し上げます。

南学校教育部長

こんにちは。学校教育部長の南と申します。本日は、御多忙の中、通学区域審議会に御参加いただきまして、ありがとうございます。また、皆様には、日頃から本市の学校教育に格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度の審議会においては、児童生徒数推計等についてたくさんの御意見を頂戴いたしました。今年度は、通学区域の一部変更の議題もありますので、「令和6年度児童・生徒数推計及び想定値」と併せて議論していただき、御理解を深めていただけたらと存じます。

昨年に引き続き、本市の学校教育についてご審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

今年度、初めての審議会となります。教育委員会事務局の職員が変わっておりますので、自己紹介をお願いします。

事務局

学校教育部次長澁木と申します。よろしくお願いします。

課長補佐の八谷と申します。よろしくお願いします。

管理主事の山本と申します。よろしくお願いします。

学校教育課の吉野と申します。よろしくお願いします。

学校教育課の平井と申します。よろしくお願いします。

事務局

本審議会につきましては、流山市通学区域審議会条例第6条の規定に、

「会長が会議の議長となる」と、定められております。
今後の進行につきましては、会長である宮本委員にお願いさせていただきます。

議長

まず初めに、会議の成立についてご報告申し上げます。
本日の会議は、委員 13 名中 10 名の出席、3 名の欠席となっており、委員の半数以上の出席ですので、流山市通学区域審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、事前に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

- （資料 1）児童生徒数推計及び想定値
- （資料 2）児童生徒数推計及び想定値について
- （資料 3）市内小中学校の普通教室総数・特別教室数
- （資料 4）区画整理事業に伴う通学区域の変更について

以上となりますが、不足されている方はお申し出ください。よろしいでしょうか。

なお、本会議は会議録作成のため録音をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、会議に入ります。

議題のア、「令和 6 年度児童・生徒数推計及び想定値について」事務局をお願いします。

事務局

学校教育課の吉野と申します。よろしくお願いします。

議題のア、「令和 6 年度児童・生徒数推計及び想定値について」説明します。

初めに資料 1 及び資料 2 をご覧ください。

資料 1 は、児童生徒数推計及び想定値、資料 2 はそれについての今後の対応についてです。

それでは、資料 2 をご覧ください。

基本的には、こちらの資料をもとに説明していきます。それでは、ここからは児童生徒数推計を担当している山本より、ご説明いたします。

事務局

それでは、それらを踏まえて、各学校の今後の対応について、(1) から (12) まで説明いたします。

はじめに、学級数について、資料 2 の中で、県基準と国基準という用語を使っていますが、その用語についての説明が不足していたので、補足いたします。

基本的には、国基準よりも県基準の方が、1 学級あたりの児童生徒数は少なく設定されていますが、令和 7 年度以降は、小学校の 1 学級の児童数は、全学年で 35 人以下に統一されておりますので、小学校については、35 人で考えていただければと思います。

また、中学校については、国基準は全学年 40 人以下、県基準は 1 学年 35 人以下、2・3 学年は 38 人以下となっておりますので、資料 2 においても、そのように試算しております。

それでは、1. 流山小学校について説明します。

流山小学校の使用可能教室は 39 教室です。

なお、前提として、ここで言う使用可能教室には、学童教室や他団体で使用している教室も含まれております。

令和 7 年度 (39 学級)、令和 8 年度 (38 学級) となります。

次年度以降の推移を探り、対応が必要かどうか検討してまいります。

次に、2. 八木南小学校について説明します。

八木南小学校の使用可能教室は 25 教室です。

令和 9 年度 (23 学級)、令和 10 年度 (28 学級)、令和 11 年度 (35 学級) となります。

昨年度の推計値より下回っているため、次年度以降の推移を探り、校舎増設の時期を検討してまいります。

次に、３．八木北小学校について説明します。

八木北小学校の使用可能教室は４７教室です。

令和８年度（４７学級）、令和９年度（４８学級）、令和１０年度（４７学級）となります。

令和９年度は特別支援学級を分けて使用していく予定です。

次に、４．鰯ヶ崎小学校について説明します。

鰯ヶ崎小学校の使用可能教室は２８教室です。

令和７年度（２８学級）、令和８年度（２９学級）、令和９年度（２９学級）、令和１０年度（２９学級）、令和１１年度（２９学級）となります。

令和７年度に旧パソコン室と教具室を通常教室として整備することで、２９学級に対応可能になります。３０学級以上になる場合は、改修などの検討が必要となります。

次に、５．小山小学校について説明します。

小山小学校の使用可能教室は５２教室です。

令和７年度（５７学級）、令和８年度（５７学級）、令和９年度（５５学級）、令和１０年度（５３学級）、令和１１年度（５２学級）となります。

一つ資料の訂正をお願いします。「対応としては、まず６年生を４０人学級とする」と記載していますが、こちらは削除をお願いします。

小山小学校については、今年度までは５年生を県及び国に要望して、４０人学級で対応していましたが、この対応は今年度で終わりとなりますので、来年度は予定していません。

小山小学校の対応についてですが、特別支援学級８学級を３学級とプレイルーム２学級で運用します。特別支援学級が増加した場合は、プレイルームが１教室空いているので、そこを使用することができます。

次に、６．おおたかの森小学校とおおたかの森中学校について説明します。

おおたかの森小学校の使用可能教室は５０教室、おおたかの森中学校の使用可能教室は２３学級です。

令和９年度までは問題なく使用できます。令和１０年度、小学校（４６

学級)、中学校(25学級)、となりますが、小学校の空き教室を使用することで対応していきます。

令和11年度と令和12年度も、中学校の教室数が不足しますが、同様に小学校の空き教室を使用して対応します。

次に、7. おおぐろの森小学校について説明します。

おおぐろの森小学校の使用可能教室は36教室です。

令和7年度(38学級)、令和8年度(44学級)、令和9年度(48学級)となります。

令和6年度には多目的室4教室を整備し、令和7年度に地域連携室とアクティブラーニング室を改修する予定のため、令和7年度と令和8年度は、特別支援学級を使用し、また特別支援学級を分けて使用し対応します。また、令和9年度から増設校舎の運用開始予定です。

次に、8. 市野谷小学校について説明します。

市野谷小学校の使用可能教室は27教室です。

令和9年度(26学級)、令和10年度(28学級)、令和11年度(29学級)、令和12年度(29学級)となります。

令和10年度以降は、特別支援学級の教室を分けて使用するか、学童共有をしていく予定です。こちらについても推計値を見ながら対応を検討してまいります。

次に、9. 南流山第二小学校について説明します。

南流山第二小学校の使用可能教室は28教室です。

令和7年度(29学級)、令和8年度(30学級)、令和9年度(31学級)、令和10年度(32学級)、令和11年度(34学級)、令和12年度(35学級)となります。

令和7・8年度は、特別支援教室を分けて使用する、または学童と共有をする予定で検討を進めております。令和9年度までには、ドーム部分や特別教室、閲覧室や地域連携室の改修をするかどうか検討してまいります。

次に、１０．南部中学校について説明します。

南部中学校の使用可能教室は２７教室です。

令和７年度、県基準２７学級、国基準２６学級

令和８年度、県基準２６学級、国基準２５学級

令和９年度、県基準２８学級、国基準２７学級

令和１０年度、県基準２７学級、国標準２５学級

令和１１年度、県基準２７学級、国基準２５学級

令和１２年度、県基準２７学級、国基準２６学級

となります。令和９年度は、特別教室を活用または特別支援学級を分けて使用します。

次に、１１．常盤松中学校について説明します。

常盤松中学校の使用可能教室は１７教室です。

令和７年度、県基準１９学級、国基準１８学級

令和８年度、県基準２０学級、国基準１９学級

令和９年度、県基準２０学級、国基準１９学級

令和１０年度、県基準２１学級、国標準２０学級

令和１１年度、県基準２３学級、国基準２２学級

令和１２年度、県基準２３学級、国基準２２学級

令和７年度については、特別支援学級を分けて使用、及び特別教室を活用します。令和８年度から増設校舎の運用開始予定です。

次に、１２．おおぐろの森中学校について説明します。

おおぐろの森中学校の使用可能教室は３０教室です。

令和１０年度、県基準３３学級、国標準３０学級

令和１１年度、県基準３５学級、国基準３２学級となります。

懸念点として、令和１１年度に教室不足が生じることも考えられます。

次年度以降の推移を探りながら、校舎増設の時期を検討していくこととなります。

児童・生徒数推計値についての説明は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、説明について質問を受け付けます。質問のある方は挙手をお願いします。

質疑応答

峰松委員

おおぐろの森小学校とかおおぐろの森中学校のように、もともと増設を見込んで作られている学校もあると思うのですが、どれくらいのキャパがあるのかも資料にあると評価しやすいかと思います。現状だと不足しているように見えるのですが、実際はある程度増えることを見越して計画していると思うので、その辺も資料でわかるといいかと思います。

事務局

申し訳ございません。今は、明確に何教室対応できるかということをお伝えすることができませんが、確実に対応できる数ではあります。

議長

他にありませんか。ないようですので、議題イ、「区画整理事業に伴う通学区域の変更について」に移ります。事務局お願いします。

事務局

はい。議題のイ、「区画整理事業に伴う通学区域の変更について」説明します。

資料４をご覧ください。現在行われている、運動公園周辺地区区画整理事業に伴い、住宅の区画及び道路について変更があり、現在の学区域境が街区に跨ることになります。そのため、通学区域の軽微な変更を行い、通学区域を整理したいと考えています。具体的な住所は、大字加の一部と後平井の一部です。変更に関わる学校は、流山北小学校、八木南小学校、南部中学校、八木中学校の４校となります。

資料４の２枚目の（５）変更後の通学区域（案）をご覧ください。点線の部分が新しい通学区域境の線となります。この線は、現在在学している児童生徒の通学区域をできるだけ変更しないように考慮して設定しま

した。

資料4の3枚目(7)をご覧ください。

今回の変更で影響のある児童生徒は新入生1名、在校生1名の2名となります。どちらも小学校です。

また、(8)の指定学校変更の対応についてですが、今回の通学区域の変更においては、引き続き在籍の学校に通い続けることができるように対応をし、児童生徒及び保護者に不利益がないようにします。また、旧学区境に居住の児童生徒については、今後も指定学校変更ができるように柔軟に対応していきます。

前提として、この地域については、市野谷小学校への許可区域でもあるため、その許可区域についても引き続き継続していくことになります。最後に今後のスケジュールについてですが、今回の通学区域審議会後に、教育委員会議において報告をし、来年度までの変更を予定しています。通学区域の変更についての説明は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、説明について質問を受け付けます。質問のある方は挙手をお願いします。

質疑応答

林委員

112街区と118街区の横の広い通りを境にした方がわかりやすいと思うのですが、そこに児童生徒がたくさんいるのかがよくわからないのですが。

事務局

今通っている学区からなるべく変えないように、それがなるべく少ないように設定しております。118-1街区については児童生徒がある程度います。その他、大きな通りで区切った方がいいというご意見もありますが、教育委員会としては、なるべく影響が少ないように考慮して、この案としています。

林委員

難しいところだが、児童生徒の通学に支障がないためにイレギュラーな境にしたのであれば、思い切って境をまっすぐにした方がわかりやすいのではないのでしょうか。

峰松委員

私も実は、事前にコメントさせていただいたのですが、もともと学区境が歪な形になっている理由が明確であれば、そこはキープしていく形もあるのかと思うのですが、大きな道路が新しくできるとなれば通学路も変わるので、それに合わせて学区も変更を検討してもいいのではないかと考えています。

議長

118-1 街区にお子さんが何人ぐらいいるかわかりますか。

事務局

申し訳ありません。今はわかりかねます。

議長

118-1 街区は八木南小に通っているということですね。

事務局

はい。原則は学区が変わってしまいます。通知ももちろん行きますし、もし変えるということであれば、保護者の方にお手続きをしていただくという形になります。

議長

保護者の利便性を考えてということになります。

林委員

これだと、流山北小から八木南小へ変更になる児童はいないということ

ですね。

事務局

おっしゃるとおりです。いないです。

それから、区画整理に伴う変更なので、なるべく影響のない時に行いたいということで、学区境を区画整理に合わせた形で最小限におさえたということです。

林委員

学区が変更になる人が一人もいないのですか。

事務局

最小限に抑えた結果、資料４の（７）にあるとおり、影響のある人が、新小学校１年生で１名、現小学校５年生で１名います。

林委員

保護者はＯＫなのですか。

事務局

私たちの方で、影響が出る世帯の方には、訪問させていただいております。

林委員

保護者から文句を言われなことが一番大事だと思います。

龍田委員

ここに兄弟がいて、学校が分かれることがないのですか。

事務局

兄弟が分かれることがないように対応しています。

龍田委員

それが大事だと思います。

峰松委員

もともと学区がこのように分かれている理由はわかりますか。

事務局

大字加と後平井の住所で分かれております。

峰松委員

住所の変更のタイミングで道路が変わるので、学区が変わりますと説明していただければ、そんなに不満は出ないのかなと思います。私の地域も小山小学区から八木北小学区になりましたけれども、ロジカルな説明をいただければ納得をするのかなと思います。

逆に、大きな道路に沿った学区になっていないと、近くに住んでいるのになんで違う学校に通うのか、というような声が後から出てくるのではないかと思います。

昔ながらの字でやっていますというのが、通る場合と通らない場合があるかと思っていて、私はどちらかというと、後から住んできた方にとっては、昔のことよりは今のことを考えていると思うので、そこの配慮は必要かなとは思っています。

小学校については、通学路の安全を第一に考えるので、道路を境にするというのは非常にわかりやすいと思います。その観点はいかがですか。以前は字で分かれていたので、それはわかるのですが、シンプルに道路ができるので変えましょう、というロジックは成り立つのかなと思います。

事務局

大きな幹線道路で区切った方がわかりやすいというのも一理あると思います。

この部分については、中学校が南部中学校区で、まさに幹線道路沿いに一直線上で、最短距離で行けるところにあるので、中学校のことまで考えれば、あえて八木南小学区にしなくてもいいのではないかとということ

もあります。

峰松委員

そのような考えであれば、南部中学校区域を更に広げていくのが適切かなと思います。

小学校区については安全の観点から大きな道路を境に考えることが大切です。また、八木中学校にこの辺りから通おうとすると、進行中の区画整理事業の関係で安全対策が難しいと思うので、この辺りをまとめて南部中学校区にするなど、小手先な対策ではなく、抜本的な対策が必要であると思っています。簡単ではないと承知しておりますけれども、児童・生徒の安全のためにぜひ検討していただければと思います。

事務局

委員会としては、なるべく通学区域を大幅に変更しない、変えるのであれば最小限にしたいというのがあり、このように案を出させていただきました。いろいろなご意見があると思いますので、皆様の今のお話もご意見として承ります。

龍田委員

この地図に学校の位置があるとわかりやすいです。

事務局

おっしゃるとおりです。申し訳ございません。ありがとうございます。

議長

次第の3として、事務局から連絡事項はございますか。

事務局

事務局から連絡をいたします。本日は、多くの御意見をいただきましてありがとうございます。今年度の通学区域審議会については、今回をもって終了となります。

今後、今回の審議会の議事録を作成し、委員の皆様へ送付いたしますの

で御確認をお願いいたします。事務局からは以上です。

議長

他にありませんか。

龍田委員

東初石1丁目は八木北小学校の学区なのですが、ほとんどの子どもたちが江戸川台小学校に行っています。歩くと、江戸川台小学校だと15分、八木北小学校だと25分から30分かかります。学校区の見直しが必要ではないかと思っています。八木北小学校は児童数が非常に多くなっていて、江戸川台小は減りつつあり、そのようなことのバランスも検討していただきたいと思います。

事務局

東初石1丁目は、一部、江戸川台小学校への許可区域となっています。許可区域の範囲を広げるということは、今後の検討事項だと思います。

龍田委員

地域活動の中で、八木北交番の前で八木北小の子どもたちの交通案内をしている中で、その子どもたちは江戸川台小学校に行っているのもので、その辺をよく検討していただきたい。

松島委員

今回4年目なのですが、毎回この審議会が何を目標にしているのかがわかりづらくて、わかりやすい資料をいただいてありがたいのですが、どこに向かって話し合いをするのかが、あまり見えてこなくて、流山市の教育としてこのような目標があるので、このような区域に分けたいというものがあれば議論しやすいと思います。

大規模校を均したいというのであれば、区域の話をしなければいけないし、小規模校の人を増やしたいというのであれば、スクールバスの導入はどうか、などの意見が出せると思います。目標設定がわからないので意見が出しづらい状況です。資料を読んで終わってしまうのはもったい

ないかなと思います。

来年度からは、目標設定をしていただいて、それに向けて話し合いができればいいと思います。

事務局

本来の通学区域審議会の目的は、流山市小中学校の通学区域について、変更せざるを得ないときになったときに、委員の皆様にご諮問して、それに対して審議をしていただき、最終的に答申をいただくというもののなのですが、通学区域というのは、頻繁に変えるものではないので、ここ数年は通学区域の変更も一段落したところなので、我々も実施するにあたって、最近では、議題が児童数推計などになってきたというのが事実です。本来の趣旨としては、区域が変更になる箇所があれば、皆様にご諮問して、答申をいただくということなのですが、必ず変えないといけないという状況がない状態ですので、今後、教育委員会の中で、区域を変更しなければ対応できないという状況が生じたときには、その時の審議会の皆様に正式にご諮問していくことになります。

議長

流山市の学校は、大規模校が増えてきていて、なんとか子どもたちにその地域の中で、できればそのコミュニティの中で勉強できれば、というところがあると思うのですが、なかなかうまくいかないところも正直あるかと思うので、今後参考にさせていただいて、考慮していただければと思います。

龍田委員

学校へ行くまでの通学路が安全かどうかを確認していただきたいです。ガードレールや押しボタンをつけてもらうなども考えてもらいたいと思います。学校区が変わることで、子どもたちの安全を第一に考えていただきたいです。

議長

学校教育課では、毎年、通学路合同点検を行っていて、道路管理課や警

察などと協力し、安全対策の対応をしているので、今後ともよろしくお願ひします。

小林委員

交通協会なのですが、できるだけ大通りを通らないような学区を作ってもらいたいと思います。

例えば、南流山の交差点については、自転車は通る、車は通る、非常に危険です。中学生はそこを通るときは、自転車は押して通り、一般の通勤の方は自転車に乗って通り、そしてその間を小学生が通ります。だいぶ慣れてきたのですが、南流山のところはまだ危険なところですよ。

できるだけ、大通りを通らないように学区を検討していただければ、交通安全的には、大変助かります。

また、おおぐろ小の入口のところは、信号が赤に変わるまでに自転車は通過できないです。

林委員

関商店のところも、すごく危なくて、マナーを守らない人が多いので少し不安だという生徒からの声がありました。

歩行者専用道路をどうして作らないかと思います。関商店からおおぐろの森小に向かう道路は、歩道が片側しかありません。

おおぐろ中ができるときにも言ったのだけれども、事故が起きてからでは遅いので、ぜひ対策をやっていただきたい。

児童生徒が今だとごちゃごちゃしている。デイサービスセンターはなみずきのところにスペースがあるので、その土地をうまく市が買い取ってやってほしいと思います。

小林委員

信号が青のうちに渡り切れないうです。

現場を一度見ていただけると助かります。

議長

いつも見守りありがとうございます。

猪狩委員

おおぐろ小の補助員で、下校の見守りや一緒に帰ったりする担当をしています。おおたかのスターツのあたりのマンションから、おおぐろの森小まで子どもが歩いていくのですが、それはもちろんおおたかの森小学校児童数の関係があるので、仕方ないと思うのですが、1年生の入学式の後だと、一緒に歩くと30分以上もかかります。

見守りの方に立ってもらっていますけれども、夏は日陰もないところを歩くことになります。アフタースクールに入れてお迎えに来てもらう児童も、他の学校に比べて多いような気がします。

その中の保護者から、先々人が減ってきたら、おおたかの森小学校に変更できるのですかね、という声を聞いています。

すぐ何とかできないというのは重々承知なのですが、10年先とか、先々その辺も変えていただけるように、考慮していただければと思います。八木北地区に近いところからも歩いてきているので、線路の向こう側に小学校が1校あるといいなと思います。

峰松委員

フェーズによって必要なことが変わってきていて、今はこども人口が増えているので、それを踏まえてどうするかということが議論の中心になっているのですけれども、今後は減ってきたときにどうするかというのが議題として出てくると思います。今、議論していて気になったのが、変えるのは最小限にした方がよいという発想で、それは本当に最適解でしょうか。子どもの安全を第一に考え、今はこうしているのだけれども、今後はこうなるのでこう変えていきます、ということをロジカルに説明すれば、十分に市民の理解は得られると思っています。前例踏襲を基本とする発想は、本質を見失う可能性もありますので、そこは注意していただいて、過去も大事ですけれども、柔軟に未来志向でやっていただければと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、流山市通学区域審議会を閉会します。本

日はお疲れ様でした。